法附則第十四条の九第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額	
法附則第十四条の九第三項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の九第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後概算加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の九第五項に規定する各被用者保険等保険者の補正後概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十四条の十第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の十第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の十第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額	
法附則第十四条の十第三項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の十第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の十第五項に規定する各被用者保険等保険者の補正後確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
算定政令附則第四条の四第一項第一号に掲げる額	
算定政令附則第四条の四第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第四条の四第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第四条の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率	
法附則第十四条の九第五項に規定する支援金概算拠出率	
法附則第十四条の十第五項に規定する支援金確定拠出率	

附則第十八条の二を附則第十八条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（平成二十八年度における病床転換支援金に係る加入者見込総数等の算定方法）

第十八条の二　前条第一項の規定にかかわらず、附則第五条の二の十一第一項の規定は、平成二十八年度における法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

2　前条第二項の規定にかかわらず、附則第五条の二の十一第二項の規定は、平成二十八年度における法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

3　新設保険者等に係る平成二十八年度における法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前条第三項及び前項の規定にかかわらず、附則第五条の二の十一第三項の規定を準用する。

附則第二十四条第十五号中「附則第十四条の九第四項」を「附則第十四条の九第五項」に改め、同条第十六号中「附則第十四条の十第四項」を「附則第十四条の十第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条の規定については、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　第一条の規定による改正後の介護保険算定省令附則第五条第一項第二号イ及び第六条第二項、第二条の規定による改正後のなお効介護保険算定省令附則第四条第一項第二号イ及び第五条第二項並びに第三条の規定による改正後の高齢者算定省令附則第五条の二第一項、第五条の二の三第一項、第五条の二の七第二号イ、第五条の二の十第一項、第五条の二の十一第二項及び第五条の二の十三第一項第二号イの規定による申請及び承認並びにこれらに関して必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

（平成二十八年度の第二号被保険者の数に係る算定の特例）

第三条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。）第二十八条の規定による改正前の介護保険法の規定により平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確定納付金の額を算定する場合における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数は、同年度の四月から九月までの当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数とし、改正後介護保険法（年金機能強化法附則第五十二条において同じ。）の規定により同年度の各被用者保険等保険者に係る確定納付金の額を算定する場合における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数は、同年度の十月から三月までの当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数とする。

第四条　年金機能強化法第二十九条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法の規定により平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確定納付金の額を算定する場合における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数は、同年度の四月から九月までの当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数とし、改正後平成十八年介護保険法（年金機能強化法附則第五十四条に規定する改正後平成十八年介護保険法をいう。附則第十一条において同じ。）の規定により同年度の各被用者保険等保険者に係る確定納付金の額を算定する場合における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数は、同年度の十月から三月までの当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数とする。

（平成二十八年度の前期高齢者給付費額に係る算定の特例）

第五条　改正前高齢者医療確保法（年金機能強化法附則第五十一条の二に規定する改正前高齢者医療確保法をいう。以下同じ。）の規定により平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における前期高齢者給付費額は、同年度の四月から九月までの当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費額に二を乗じて得た額に相当する額とし、改正後高齢者医療確保法（年金機能強化法附則第五十一条の二に規定する改正後高齢者医療確保法をいう。以下同じ。）の規定により同年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合における前期高齢者給付費額は、同年度の十月から三月までの当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費額に二を乗じて得た額に相当する額とする。